健全な法治国家のために
声をあげる市民の会

News Release　報道関係者各位

2026年1月9日

健全な法治国家のために声をあげる市民の会

健全な法治国家のために声をあげる市民の会は、大川原化工機事件における相嶋静夫氏死亡事件ならびに、東京五輪贈賄事件における角川歴彦氏の勾留事件について、不合理な勾留を続け、健康状態の悪化にもかかわらず保釈に反対し、また保釈を却下し続けた検察官８名および裁判官34名を、特別公務員職権濫用罪、特別公務員暴行陵虐罪他で、刑事告発いたします。

「健全な法治国家のために声をあげる市民の会」（代表：八木啓代）は、最高検察庁に対して、塚部貴子ら検察官８名および牧野賢裁判官ら24名を特別公務員職権濫用罪（刑法第194条）、特別公務員暴行陵虐罪（刑法第195条）等で告発する告発状（添付資料）を、提出いたします。

1月13日（火）14時より、東京高等裁判所内 司法記者クラブにて会見を行いますので、奮ってご参加下さい。

＜告発の経緯＞

2020年３月、東京地方検察庁の塚部貴子検事は、十分な証拠が存在せず、また、消極証拠が存在していたにもかかわらず、大川原化工機株式会社が製造・輸出した噴霧乾燥機が生物兵器が転用可能であり、経済産業大臣の許可なく海外へ輸出したとして、外為法違反容疑で同社社長ら3名を逮捕・起訴し、さらに彼らが容疑を否認していたことを理由に、証拠隠滅や逃亡の恐れがあるとして、長期勾留を行いました。

そして、加藤和宏検事らは、そのうちの相嶋静夫氏が拘留中に進行性の胃がんであることが明らかになったあとも検査や治療のための保釈請求に執拗に反対し、また牧野賢裁判官らは、検察官の反対意見に盲従して重病人である同氏の保釈請求を拒み続け、その結果、同氏は手遅れとなり、2021年２月７日に亡くなられました、

しかも、その後、同社の噴霧乾燥機にはそもそも生物兵器に転用できる機能など備わっておらず、事件そのものがでっち上げであることが明らかになり、検察は起訴を取り下げ、東京地裁は公訴を取り消しています。つまり、相嶋氏は完全に冤罪であり、しかもそれは検察官が当初から報告されていた消極証拠をきちんと吟味し、再実験などの適切な捜査を行っていれば容易にわかることであったにもかかわらず、また、100歩譲っても、罪状の悪質性の低さから在宅起訴で十分なところを、否認しているということを理由にあえて長期拘留を行い、しかも相嶋氏が進行性の病気であることが明らかになったあとも適切な検査や治療を受けられない状況において死に至らしめたことは、まさに「長期拘留によって自白を強要するもの」として国際的に問題に

なってきた「人質司法」の典型的なケースであり、そのもっとも悲劇的な帰結となりました。

この件では、会社側・元被告人側は国と東京都に対して、違法な逮捕・勾留・起訴などを理由に国家賠償請求訴訟を提起し、裁判所は捜査・訴追の違法性を認めて賠償を命じる判決を出しています。

しかし、この賠償金額は国民の税金から払われているものであり、このような非道を犯した検察官・裁判官は何ら責任を問われることなく、しかるべき謝罪さえ行っていない状態です。

さらにその一年半後の2022年9月、いわゆる東京五輪・パラリンピックを巡る汚職事件において、被疑者とされた株式会社KADOKAWA元会長角川歴彦氏も、容疑を否認したことを理由に、同氏が79歳という高齢で持病を持ち、しかも２ヶ月後には心臓手術を控えていることを知りながら、検察官は226日にわたる長期勾留を行い、その間、同氏の健康状態が悪化しても保釈に反対し、また裁判官は却下し続けました。

このことは、大川原化工機事件で死者を出すという悲劇のあとも、検察官も裁判官も、なにも反省せず、状況を改善する意思もなかったことが明らかです。

しかも、大川原化工機事件のケースでは、保釈請求の都度、担当裁判官が替わるので、裁判官側が事情をよく把握できなかった（ので、検察官の言いなりになってしまった）という「反省」が述べられていたようですが、角川氏のケースでは、同じ一人の裁判官が、角川氏に死の危険があることを認識しつつ、執拗に保釈を却下しています。つまり、裁判官が多数か一人かという問題でもなく、かつ、検察も裁判所もなにも変わっていないのです。

言い方を変えれば、大川原化工機事件での相嶋さんの死は『無知と怠慢が生んだ悲劇』と強弁できたかもしれないですが、しかし、その直後の角川事件での執拗な保釈却下は、もはや確信犯的な『未必の故意による加虐』といえます。この二つのケースによって、日本の司法には自浄作用が絶望的に欠如していることが明らかになったと言えます。

幸い、生還された角川氏は、別途、自らの刑事裁判では潔白を主張しつつ、この人質司法の問題で国賠訴訟を起こしておられますが、その結果がどうであれ、同じく、このような非道な長期勾留を行った検察官と裁判官は、謝罪も行わず、なんの罪にも問われることはないでしょう。彼らは痛くもかゆくもないのです。

この流れは断ち切らねばなりません。これは、私たち誰にでも降りかかってきうる問題です。

健全な法治国家のために
声をあげる市民の会

もちろん我々市民は微力ですが、ここで、検察官や裁判官を実名で刑事告発することで、過剰に守られている彼らの責任を追及し、名前を明らかにして刑事責任を問い、改めて、この問題を、国賠とは別角度から問題提起したいと思います。

そのことを明確にするために、あえて、大川原化工機事件の相嶋さんの不当な勾留と角川氏に対する勾留に関して、保釈に執拗に反対した検察官と、検察官の主張を鵜呑みにして保釈を却下し続けた裁判官の個人責任を問う、これは歴史的な告発です。

なお、本告発は、「健全な法治国家のために声をあげる市民の会」の方針に基づき、一般市民である会員を告発人として行われたものです。問い合わせ等は、代表の八木もしくは、広報担当になされることを要望します。

＜健全な法治国家のために声を上げる市民の会について＞

当市民の会は、学者・研究者、弁護士、会計士、作家、芸術家、会社員など様々な職業・背景を持つ個人（市民）が、ネット上の議論や呼びかけに応じて組織されました。
政党などに帰属した従来型の「市民団体」とは一線を画し、本市民の会が掲げる活動テーマに賛同した人々が、共に参加する形で運動を展開するアジェンダ型の市民組織です。
これまで、当会では、村木厚子さんの冤罪事件で証拠の改竄をおこなった前田恒彦元検事を「特別公務員職権濫用罪」での告発、陸山会事件において虚偽の報告書を作成した田代政弘元検事らを「虚偽有印公文書作成及び行使」「偽証」等で告発、さらに森友事件において、公文書を廃棄・改竄した財務省公務員を「公用文書等毀棄罪」「虚偽有印公文書作成及び行使」で刑事告発するなど、健全な法治国家を実現するための活動を展開しています。また、明治大学大学院とのコラボレーションでシンポジウムを６回にわたり開催し、社会的な提言活動も行ってきました。

代表：八木啓代（やぎ・のぶよ）
公式サイト：http://shiminnokai.net/

＜当日送付書類＞

・ 告発状（４通）　告発状の内容に関する情報解禁は1月13日（火）午後14時とさせていただきます。

以上

《本発表に関するお問い合わせ》
健全な法治国家のために声をあげる市民の会　広報担当：加藤
E-mail：shiminnokai21@gmail.com
URL：http://shiminnokai.net/